

社会保険労務士試験 専修学校修了者 受験資格証明書

氏 名		※氏名変更について <input type="checkbox"/> 現姓で証明書を発行 <input type="checkbox"/> 旧姓で証明書を発行 <input type="checkbox"/> 氏名変更なし
生年月日(西暦)	年 月 日生	
修了した専修学校の所在地		
修了した専修学校の名称		
学科・コース(専攻)	学科	コース(専攻)
入学年月日	年 月 日	
修了年月日	年 月 日	
学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条(平成19年改正前同法第82条の2)に定める 専修学校として認可を受けた日及び文書番号 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</div>		
課程の区分・修業年限	課程	年
課程の修了に必要な 総授業時間(単位)数	<input type="checkbox"/> 時間 <input type="checkbox"/> 単位	

上記のとおりであることを証明します。

(証明日) 年 月 日

証明者の所在地

証明者の名称

証明者の役職・氏名

印

備 考

※ この証明書の証明者は修了した専修学校の代表者です。証明印は役職印(学校長印)を捺印してください。

※ 学校が消滅している場合は、証明事務を引き継いだ学校の代表者、または学校所在地の都道府県知事等が証明者となります。

【記載例】 社会保険労務士試験 専修学校修了者 受験資格証明書（受験資格コード 05 関係）

1. 社会保険労務士試験の受験資格について

この様式は、専修学校修了者の受験資格を確認するためのものです。受験資格の要件は以下のとおりです。

《受験資格 05》

修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が、1,700時間(62単位)以上の専修学校の専門課程を修了した者

2. 証明書の作成について

以下の記載例に基づき、証明書の作成をお願いいたします。なお、選択肢のある項目については、必ずいずれかのチェックボックスにチェック(☑)または塗り潰し(■)をしてください。

記載方法など不明な点がある場合は、試験センター(TEL:03-6225-4880)までお問い合わせください。

社会保険労務士試験 専修学校修了者 受験資格証明書

氏名	連合会 京子(社労士会 京子)	※氏名変更について <input checked="" type="checkbox"/> 現姓で証明書を発行 <input type="checkbox"/> 旧姓で証明書を発行 <input type="checkbox"/> 氏名変更なし
生年月日(西暦)	1982年 4月 1日生	
修了した専修学校の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1-1	
修了した専修学校の名称	〇〇〇〇専門学校	
学科・コース(専攻)	情報処理 学科 総合ビジネス コース(専攻)	
入学年月日	2000年 4月 1日	
修了年月日	2002年 3月 22日	
学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条(平成19年改正前同法第82条の2)に定める 専修学校として認可を受けた日及び文書番号 昭和52年4月1日 〇〇県指令第123号		
課程の区分・修業年限	商業実務 専門	課程 ・ 2 年
課程の修了に必要な総授業時間(単位)数	1,700	<input checked="" type="checkbox"/> 時間 <input type="checkbox"/> 単位

上記のとおりであることを証明します。

(証明日) 2018年 4月 20日

証明者の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町1-1

証明者の名称 〇〇〇〇 総合専門学校

証明者の役職・氏名 学長 □ □ △ △



備考 2010年4月〇〇〇〇総合専門学校に校名変更

※ この証明書の証明者は修了した専修学校の代表者です。証明印は役職印(学校長印)を捺印してください。
 ※ 学校が消滅している場合は、証明事務を引き継いだ学校の代表者、または学校所在地の都道府県知事等が証明者となります。

「氏名変更について」

①「現姓で証明書を発行」
 氏名変更の変遷を証明者が確認し、旧姓ではなく、現在の氏名で本証明書を発行する場合に選択してください。
 なお、並記する場合は、「現姓(旧姓)」としてください。

②「旧姓で証明書を発行」
 旧姓で証明書を発行する場合に選択してください。

「専修学校としての認可」

学校の設立認可ではありませんので、ご注意ください。

「課程の区分・修業年限」

必ず「専門」の文字を明記し、専門課程であることが確認できるように記載してください。

「備考」

①修了した専修学校の名称と証明者の名称が相違している場合、
 ②既に廃校となっており、証明者が当該学校ではない場合等、記すべき事項がある場合は、この欄を使用してください。

専門学校を卒業された方の受験資格について

学歴における受験資格のうち専門学校の場合は、下表から受験資格をご確認ください。

<受験資格コード：05>

事項	A	B
対象となる方	専門学校を平成7年以降に卒業した方	① 専門学校を平成6年以前に卒業した方 ② Aの確認方法で「専門士」又は「高度専門士」の記載がない方
受験資格の要件 (確認方法)	「専門士」又は「高度専門士」の称号が付与されていること。 卒業時に授与された「卒業証書」又は「称号授与書」に「専門士」又は「高度専門士」の記載があるか確認してください。 ※「卒業証書」又は「称号授与書」に、「専門士」又は「高度専門士」という記載がない場合は、Bを確認してください。	下記の3つの条件の全てを満たす学校を卒業していること。 ①修業年限「2年以上」 ②課程の修了に必要な総授業時間数「1700時間（62単位）以上」 ③専修学校の「専門課程」を修了 上記3つの条件を満たしているかご不明な場合は、卒業した専門学校にお問い合わせください。 ※試験センターでは回答できません。
受験資格証明書 (受験資格を有することを明らかにすることができる書面)	「卒業証書」又は「称号授与書」の写し (「専門士」若しくは「高度専門士」の称号が付与されていることを証明する書面)	「社会保険労務士試験 専修学校修了者受験資格証明書」又はその写し ※専修学校の専門課程の修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に要する総授業時間数が1700時間（62単位）以上であることを証明する書面。 ※卒業した専門学校から発行してもらう必要があります。※注
その他	① A・Bとも、履修した内容（専門分野）は問いません。法律の分野でなくとも例えば、簿記、会計、医療、機械、コンピュータ等でも構いません。 ② A・Bとも、受験資格コードは「05」となります（社会保険労務士試験 受験案内の「受験資格一覧表（表1）」をご参照ください）。	

※注 卒業した学校が現在無くなっている場合の証明者

- ①学校の経営権が別の専門学校や学校法人等に買収・譲渡されている場合
→ 過去の学籍・履修の記録などを引き継いでいる**当該学校長**などが証明者となります。
- ②学校が完全に消滅している場合（①の事情により事務を引き継いでいる法人等がない場合）
→ 過去の学籍・履修の記録などを引き継いでいる**当該地方公共団体の長**など（当時の学校所在地の「都道府県の教育委員会、都道府県知事」又は「市区町村長」など）が証明者となります（都道府県庁・市区町村役場でご確認ください）。

※なお、いずれの場合も、受験希望者ご自身でご確認ください。試験センターでは確認できません。

●厚生労働大臣が認めた学校等について<受験資格コード：04>

上記表のほか、社会保険労務士試験 受験案内のうち、厚生労働大臣が認めた学校等（受験資格コード：04）として（1）～（88）に掲げられている学校、養成所に該当するものは、受験資格があります。この場合の受験資格証明書は、「卒業証書の写し」又は「卒業証明書又はその写し」です。

専門学校卒業者は、受験資格コード「04」と「05」のいずれにも該当する機会が多いことから、上記表の受験資格証明書をご準備いただくと、受験資格の確認が容易に行えます。